

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する規則（平成二十六年十二月奈良県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

母 認	① 専門医の 資格の名称	記載から③までのいずれかを		母 認 研 修 指 定 （1
	② 研 修 の 名 称	③ 指 定 難 病 診 断 等 の 経 験	有 ・ 無	

第五号様式中

※ 上記①から③までの記載要領
 ①を記載する場合：専門医資格による難病指定医の申請の場合
 ②を記載する場合：都道府県が実施する指定医の養成に係る研修受講による難
 ③を記載する場合：経過措置による難病指定医の申請の場合

門医の 定機関	修 了 日	年 月 日
------------	-------------	-------------

① 専門医の 資格の名称	① を記載は②のいずれ
研 修 の	②

難病名
(疾病)

か 名 称

※ 上記①又は②の記載要領
①を記載する場合：専門医資格による難病指定
②を記載する場合：都道府県が実施する指定医

病指定医又は協力難病指定医の申請の場合

専門医の 認定機関	
研修了日	年 月 日

に定める。

医の申請の場合
の養成に係る研修受講による難病指定医又は協力難病指定医の申請の場合

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。